

事前評価調書

I 事業概要																																											
事業名	砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）																																										
地区名	にしかんばさき A くいき 西神馬崎A区域																																										
事業箇所	おかざきしみのかわしんまちちない 岡崎市菟川新町地内																																										
事業のあらまし	当該区域は、保全対象として人家14戸を有するがけ高13m、勾配41°の急傾斜地である。がけ崩れの危険性の高い区域であり、人命などを守るため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。																																										
事業目標	【達成（主要）目標】 ・人家14戸をがけ崩れによる土砂災害から保全する。 【副次目標】 ・なし																																										
事業費	事業費		内訳																																								
	1.0億円		■工事費 0.7億円 ■用補償 0.1億円 ■その他 0.2億円																																								
事業期間	採択予定年度	2024年度	着工予定年度	2025年度	完成予定年度	2028年度																																					
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設 擁壁工 延長 50m																																										
II 評価																																											
①事業の必要性	1) 必要性	豪雨などによりがけ崩れが発生した際には甚大な被害が発生するおそれがあるため、早急に急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、保全対象を保護する必要がある。 費用便益分析マニュアル（急傾斜）に基づき算定したB/Cは15.2で1.0を超えている。																																									
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 がけ崩れから保全対象を保護する必要があるため。																																								
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費(億円)</td> <td colspan="5">1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>							2024	2025	2026	2027	2028	合計	工種 区分	調査・設計	←	→					用地補償		←	→				工事 ・擁壁工			←	→			事業費(億円)	1.0					1.0
			2024	2025	2026	2027	2028	合計																																			
	工種 区分	調査・設計	←	→																																							
用地補償			←	→																																							
工事 ・擁壁工				←	→																																						
事業費(億円)		1.0					1.0																																				
2) 地元の合意形成	地元住民及び関係者から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に高く、合意形成が図られていると判断する。																																										
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地元住民及び関係者の合意形成が図られているため。																																									
III 対応方針																																											

<p>事業実施が 妥当である。</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>
<p>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・急傾斜地崩壊防止施設と保全対象の状況から事業効果を確認する。</p>	